

労災法定外障害補償調査

DOWA 2014.6改定

光和精鉱も同じ

		ア	
名目	等級	支給額	復帰後退職
餞別金	1級	3,400	1,700
	2級	3,400	1,700
	3級	3,400	1,700
	4級	2,040	1,326
	5級	1,752	1,139
	6級	1,485	965
	7級	1,242	807
見舞品代	8級	648	
	9級	504	
	10級	389	
	11級	288	
	12級	202	
	13級	130	
	14級	72	

新日鐵住金

		イ	
名目	等級	支給額	
餞別金	1級	3,400	
	2級	3,400	
	3級	3,400	
見舞金	4級	1,350	
	5級	1,160	
	6級	980	
	7級	820	
	8級	590	
	9級	460	
	10級	360	
11級	260		
12級	190		
13級	130		
14級	90		

ア-イ

		比較
		-1,700
		-1,700
		-1,700
		-24
		-21
		-15
		-13
		58
		44
		29
		28
		12
		0
		-18

労災保険

名目	等級	日額分
年金	1級	313
	2級	277
	3級	245
	4級	213
	5級	184
	6級	156
	7級	131
一時金	8級	503
	9級	391
	10級	302
	11級	223
	12級	156
	13級	101
	14級	56

餞別金は退職時、見舞金は認定時支給。

光和精鉱社員就業規則

(特別せん別金)

第110条 社員が業務上負傷し、または疾病にかかり、障害を残し業務に復帰できず、やむを得ず退職する場合は、労働基準法第77条付表に定める障害等級に従い、次の表1に示す特別せん別金を支給する。また、一旦業務に復帰した後退職した場合は、退職の時に表2の金額を支給する。ただし、その退職が業務上の負傷もしくは疾病の後遺症によるものであることが医師の診断書等により明らかな場合は、労使協議の上、表1に示す金額を支給することがある。

(障害見舞金代)

第111条 社員が業務上負傷し、労働基準法第77条付表に定める障害等級8級ないし14級に認定された場合は、見舞金代として、次の障害見舞金を認定時に支給する。

新日鐵八幡労組労働協約

(特別餞別金)

第33条 組合員が業務上の原因による負傷または疾病により、障害等級1級から3級に認定され、もしくは長期傷病補償における傷病補償年金の給付が決定し、業務に堪えないと認められて退職するときは、前条の障害補償給付もしくは傷病補償年金に加え、3,400万円の特別餞別金を支給する。

(労災障害見舞金)

第34条 組合員が昭和52年4月1日以降に発生した業務上の原因による負傷、または同日以降に病状が固定した業務上の疾病により障害等級4級から14級に認定されたときは、第32条の障害補償給付に加え、別表第2の区分により労災障害見舞金を支給する。

考察

- (1) 退職支払が認定時支払の違いは先にもらうか後に貰うかの違いである。
- (1) 非鉄、鉄鋼は過去の歴史的経緯があるが非鉄の方が優位と思う。
- (2) 3級以上は、労災年金額も多く生計費の補償は満たしているので職場復帰しなくとも生計できる。
- (3) 障害者としての不自由と未来が閉ざされることの慰謝料として水準は自賠責より劣る。
- (4) 4～7級は職場復帰可能。一旦復帰後、退職時支給の場合は、製鉄と遜色ない。
- (5) 法定外補償は、労災保険給付には、慰謝料分はない。
- (6) 定年退職の場合は餞別金は支給されないとしたら、慰謝料として位置づけがなくなる。
- (7) 定年は「業務に堪えられない」退職に非ず。ただし書きは「堪えられず」の要件はない。?
- (8) 60歳定年でも65歳まで雇用義務があるので定年退職任意退職となるのか未知。
- (9) 損害賠償請求消滅時効10年があるので、個人で請求して債権確保しておく奇策がある。
- (10) 労使協議は非組合員効力及ぶかの疑問があるが、妥協の産物なのでしょう。

以上